

減免

収入が減ったため保険料が払えない

保険料（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険）の減免

新型コロナウイルス感染症により

①主たる生計維持者が死亡などした世帯 **全額免除**

②主たる生計維持者の収入減少などの要件を満たす世帯 **一部免除**

問合せ 国民健康保険課 内線 202 介護保険課 内線 217



国民健康保険料



介護保険料

収入が減ったため税の負担が大きい

事業用資産に係る固定資産税・都市計画税の減免（*土地を除く）

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて

① 30%以上50%未満減少 **半額免除**

② 50%以上減少 **全額免除**

問合せ 資産税課 内線 385

【注意】

減免は令和3年度の税が対象となります。



支払猶予

今すぐの納付は難しい

市税や保険料などの徴収猶予

前年の同じ時期に比べ収入が約20%以上減ったなど

市税 **1年** 国保・後期高齢者医療・介保の保険料 **半年**

市営住宅使用料 **年度内** 上下水道料金 **9月30日(水)まで**

問合せ 納税課 内線 254 国民健康保険課 内線 207 介護保険課 内線 217
市営住宅課 内線 303 企業局料金課 内線 581



個人・世帯主向けの支援

再度ご案内

応援メッセージとともに

市の特産品を送ります

日立市出身の市外在住の学生が対象

ふるさとひたち学生応援事業

5,000円相当の品を1つ

【対象商品】水産加工品セット、味噌セット、レトルトカレー・米セット、菓子セットなど *現在お住まいの市外の住所に郵送

帰省などの移動の自粛やアルバイトによる収入減など厳しい状況の下で生活している日立市出身の学生の皆さんに、市の特産品などを送ります。

対象 本市出身の大学生等で、市外在住の方

申し込み 8月31日(月) (消印有効) までに、①②のどちらかで、教育委員会総務課へ申し込みを。

①市ホームページ「ふるさとひたち学生応援事業」

で対象要件、特産品の内容、申請方法をご確認いただき、電子申請により申請

②市のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項などを記入の上、Eメールか郵送で提出

問合せ 教育委員会総務課 内線 673

Eメール kyoiku-somu@city.hitachi.

lg.jp



始まります！ マイナポイントの予約・申し込み

9月から「マイナポイント」を活用した消費活性化策が始まります。電子マネーやQRコードなど現金以外の決済方法を1つ選択のうえ、チャージまたは買い物をすると、支払金額の25%の「マイナポイント（マイナンバーカードを活用したポイント）」が国から付与されます。

最大で支払金額2万円に対し

5,000円分 (25%)

のポイント還元！



マイナポイントをもらうための準備をしましょう

STEP
1

マイナンバーカードを準備

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

マイナンバーカードの申請方法など、詳しくは市のホームページをご覧ください。申請は、スマートフォン、パソコンなどから行うこともできます。



市のホームページ

STEP
2

マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）

マイナポイントを受け取るためには、事前にパソコンやスマートフォンを使って、「マイキーID」を設定する必要があります。

《マイキーIDとは》

マイナンバーカードのICチップ内に設定するIDです。

【設定に必要なもの】

スマートフォンまたはパソコン（パソコンの場合はICカードリーダー）、4桁の暗証番号（マイナンバーカード申請時か取得時に設定したもの）

*暗証番号を忘れた方は市民課または各支所で再設定してください（7月23日～26日は手続きできません）。

App StoreまたはGoogle Playで「マイナポイント」と検索



詳しい設定方法は
こちら

STEP
3

マイナポイントの申し込み（令和3年3月末まで）

スマートフォン、パソコン、コンビニのマルチコピー機、ATMなどから申し込んで、希望する決済方法（電子マネーやQRコードなど）を登録してください。

*利用できる事業者やポイント付与の方法などの詳細は総務省のホームページをご覧ください。

～STEP2・3をお手伝い～
マイナポイントの予約・申し込み
をお手伝いします！

マイナポイントの予約に必要な端末がない方や、操作が不安な方のお手伝いをします。

実施期間 11月30日(月)までの開庁日（祝日、第3土曜日に続く日曜日を除く）

実施時間 午前9時～午後5時（土・日曜日は、午前9時～正午、午後1時～午後5時）

実施場所 市民課、各支所

必要な持ち物 マイナンバーカード、電子マネー用カードやQRコード決済のアプリが登録されているスマートフォンなど（連携させる電子マネーやQRコードなど現金以外の決済方法のカード番号またはIDが確認できるもの）

マイナポイントを利用するには（9月から）

選択した決済方法で、9月以降にチャージまたは買い物をすると、金額に応じてマイナポイントが付与され、買い物などにご利用いただけます。

*マイナポイント利用の際は、マイナンバーカードは必要ありません。

問合せ

マイナポイント・マイキーIDについて（総務省マイナンバー総合フリーダイヤル）：TEL 0120-95-0178（音声ガイダンスに従い5番を選択）

マイナポイント・マイキーIDの設定支援について：行政マネジメント課 内線289